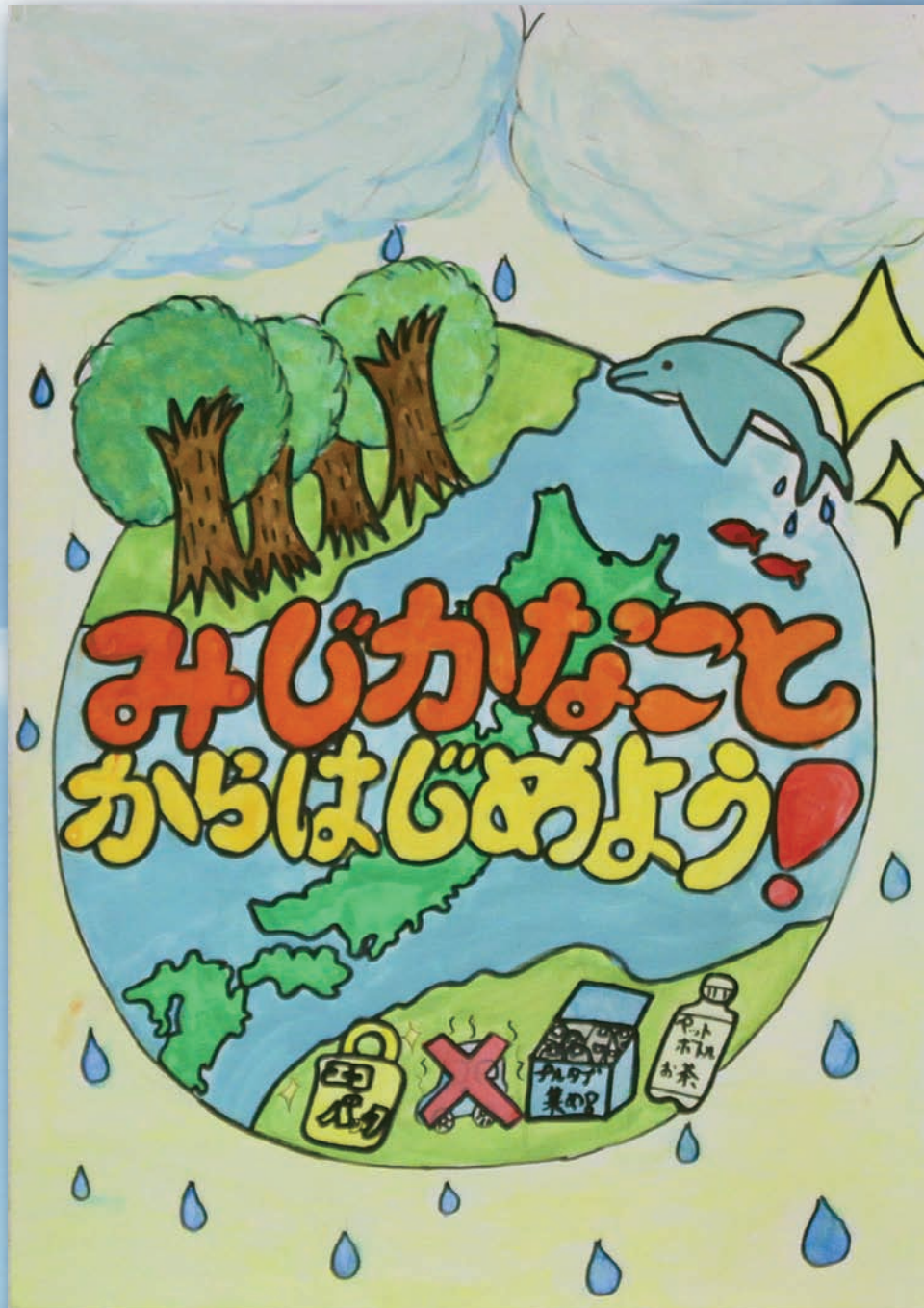


横須賀市環境基本計画

(2011~2021)



横須賀市立岩戸小学校6年 岡崎 舞さん
平成22年度 環境ポスターコンクール 最優秀賞
(学校名、学年は平成22年度)

横 須 賀 市

はじめに

私たちは、三浦半島に広がるみどりと、三方を海に囲まれたこの横須賀の地で、先人たちの知恵と文化を受け継ぎ、多くの恵みを受け、暮らしてきました。

本市は、戦後の高度経済成長を経て、社会経済の発展や人口増加が進み、現在では三浦半島地域における産業や文化の拠点として成長を遂げました。

一方で、こうした都市化の進展は、環境への負荷を増大させ、大気汚染や水質汚濁などの環境問題が発生するとともに、みどりや親しみやすい水辺といった横須賀の原風景が失われることとなりました。

こうした状況を踏まえ、本市では、1998年(平成10年)に策定した「横須賀市環境基本計画」(2003年(平成15年)に改定)に基づき、環境に関する取り組みを計画的に実施してきましたが、2010年度(平成22年度)をもって計画期間が終了したため、2011年度(平成23年度)からの新たな計画である「横須賀市環境基本計画(2011～2021)」を策定しました。

本計画は、計画期間である今後11年間の本市の環境行政のあり方を示しているとともに、私たちの大好きな横須賀のまちが、これからも横須賀らしくあり続けるよう、自然環境の保全・再生および活用、低炭素社会の構築や循環型社会の形成などにより、横須賀の環境を魅力あるものとして、次世代を担う子供たちに引き継ぐため、市民、事業者、市、それぞれの役割分担や協働により、さまざまな取り組みを推進していくこととしています。

本計画における環境像「魅力ある環境を守り、育み、未来へとつなぐ持続可能なまちよこすか」を実現するためには、私たち一人一人が主役となり取り組みを進めることが重要です。市としても、全力で計画の推進に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力、そして市政へのご参画を心からお願い申し上げます。

なお、本計画の策定にあたっては、横須賀市環境審議会の委員の皆様、車座会議にご参加いただいた市民の皆様、また、日頃から環境活動に取り組まれている皆様や、アンケートやパブリック・コメント手続にご協力いただいた多くの方々から、貴重なご意見をいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

2011年(平成23年)3月

横須賀市長 吉田雄人

目次

第1章	計画の基本的な考え方	1
1	計画でめざすよこすかの将来イメージ	2
2	計画策定の背景と目的	6
3	計画の性格と役割	16
4	計画でめざす環境像と基本目標	20
5	計画の対象	24
6	計画の期間	26
7	計画の構成	26
8	計画の体系	28
9	市民、事業者、市による計画の推進	29
第2章	施策の分野	31
1	施策の分野と将来イメージの関係	32
2	施策の分野と分野別計画の関係	34
3	施策の分野と施策の項目の全体像	36
4	施策の分野と施策の項目	40
	基本目標 1 「自然環境の保全と創出をはかり、 人々がゆたかな自然の恵みを実感できるまちをめざします」	40
	(1) みどりの保全・創出と活用	40
	(2) 水辺環境の保全・創出と活用	46
	(3) 生物多様性の保全・再生と活用	51
	(4) 自然災害の防止と抑止	56
	基本目標 2 「生活環境の保全・改善をはかり、 快適に暮らせるまちをめざします」	61
	(1) 生活環境の保全・改善	61
	基本目標 3 「低炭素社会を構築し、 地球環境問題に対応したまちの実現をめざします」	70
	(1) 地球温暖化対策の推進	70
	(2) エネルギー対策の推進	76

基本目標 4 「循環型社会を形成し、 環境負荷が少ないまちの実現をめざします」	81
(1) ごみの減量化・資源化、適正処理の推進	81
基本目標 5 「市民、事業者、市の協働により、 環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合をはかります」	85
(1) 環境教育・環境学習の推進	85
(2) 経済・社会活動との調和	89
第3章 リーディングプロジェクト	93
1 リーディングプロジェクトの概要	94
2 リーディングプロジェクトの内容	96
(1) よこすか里山的環境保全・再生プロジェクト	96
(2) よこすか海辺環境保全・再生プロジェクト	99
(3) 経済と環境の好循環プロジェクト	103
第4章 地域別計画	107
1 地域別計画の概要	108
2 地域別計画の内容	110
(1) 北地域	110
(2) 東地域	116
(3) 南地域	122
(4) 西地域	127
第5章 推進体制・進行管理	133
1 計画の推進体制	134
2 計画の進行管理	136
3 財源の確保	138

資料編	139
1 「基本目標」と「施策の分野」の関係	140
2 重点施策一覧表	142
3 環境基準について	146
(1) 大気環境の環境基準	146
(2) 水質・土壌の環境基準	146
(3) 騒音・振動の環境基準等	150
(4) 悪臭防止法による臭気指数規制基準	151
4 生物多様性関連資料	152
(1) 生物多様性とは	152
(2) 生物多様性条約	153
(3) 生物多様性基本法	153
(4) 生物多様性国家戦略2010	154
(5) 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)	156
(6) 生物多様性国際自治体会議	156
5 計画の策定体制	158
(1) 横須賀市環境審議会	158
(2) 環境総合政策会議	159
(3) 環境総合政策会議新環境基本計画策定検討部会	159
6 計画策定の経緯	160
(1) 計画策定の経過	160
(2) 市民参加の状況	161
7 諮問・答申	162
(1) 諮問	162
(2) 答申	163
8 環境基本条例	166
9 用語集	171

【本計画における図表の「資料」、「出典」、注)について】

資料：参考資料を基に本市が作成した図表を記載したもの

出典：参考資料から引用した図表を記載したもの

注)：グラフに関する特記事項

基本的事項

本計画の基本的な事項および基本用語を以下のとおり定義します。

なお、その他の用語については、資料編の「用語集」(P.171～179)で取り扱っています。

●「みどり」について

本計画で取り扱う「みどり」は「樹木や草花などの植物」「自然環境と一体となったさまざまなオープンスペース」「公園・広場・街路樹・民有地の庭」など幅広いものを対象とします。

このように、本計画の対象がこれまでの「緑」から連想される「植物」や「緑地」などよりも幅広いことを受け、「緑」ではなく、「みどり」と呼称することとしました。

●「ゆたか」について

本計画において「ゆたか」という言葉には、「量として「みどり」や「水」などがたくさんある」という意味のほかに「質のよい「みどり」や「水」などがある」という意味を含めることとしています。このため、量としての多さについて連想されやすい「豊か」ではなく、「ゆたか」と使用することとしました。

●基本用語「創造・創出・保全・再生(する)・活用(する)」について

創造：環境全般として広くとらえた場合に「環境を創造する」と表現しています。

創出：「みどり」や「水辺」など、「具体的な要素を新たにつくり出す」場合に「創出」と表現しています。また、創出の中には、再生および活用の要素を含みます。

保全：「みどり」や「水辺」などを「現状を踏まえ適切な状態に保つ」場合に「保全」と表現しています。

再生(する)：「みどり」や「水辺」などを「以前あった状態」や「望ましい状態」にする場合、「創出」に替えて「再生(する)」と表現しています。

活用(する)：「保全・創出」された「みどり」や「水辺」などを「親しみや学びの場などとして役立てる」場合に「活用(する)」と表現しています。

